

鹿沼市やまびこ荘条例の一部改正について

次のように改める。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市やまびこ荘条例の一部を改正する条例

鹿沼市やまびこ荘条例（昭和47年鹿沼市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「除く」の次に「。第4項において同じ」を加え、「障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用について市長が別に定める額及び同条第3項第2号に規定する額の合計額を負担金として納めなければならない」を「利用料金を指定管理者に支払わなければならない」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として收受する。

3 利用料金の額は、次に掲げる額の合計額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用について市長が別に定める額

(2) 障害者総合支援法第29条第3項の規定により算定される介護給付費の額に相当する額

(3) 障害者総合支援法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額に相当する額

(4) 地域において就労が困難な在宅の障害者等に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業に要する費用に相当する額

第8条の見出し中「費用負担」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「前条の規定により定める額を支払うことができないやむを得ない事情があり、又はそれを徴収しないことに公益上の理由があるときは」を「特

別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」に、「当該額」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。